青少年第1548号

資料２－１

令和２年９月17日

　大阪府青少年健全育成審議会

　　会長　橋 本　光 能　様

大阪府知事　吉 村　洋 文

有害な玩具刃物類の指定について（諮問）

　大阪府青少年健全育成条例第47条第１項の規定により下記のとおり有害な玩具刃物類の指定について諮問します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| １　諮問玩具刃物類 | 別紙のとおり |
| ２　諮　問　理　由 | 大阪府青少年健全育成条例第16条第１項の規定による指定を行うため |

（別紙）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 品　　　　名 | 構　　　　造 | 機　　　　能 | 指　定　の　理　由 |
| クロスボウ | 銃型の弓で、銃同様に引き金を引くことで、矢を発射させるもの | 当該クロスボウに矢を装塡し、発射した場合において、発射された矢の有する発射直後の単位面積当たりのエネルギーが0.69Ｊ／㎠以上のもの | 当該クロスボウの構造及び機能が人の身体に危害を及ぼすものであると認められる。 |